

障害者差別を定義

内閣府部会が意見書

来年の法案提出を目指す

障害に基づく差別を禁止する法律の制定を検討している内閣府の障害者政策委員会差別禁止部会（部会長＝棟居快行・大阪大教授）は14日、約2年間の議論を意見書にまとめた。障害のない人と異なる扱いをすること、障害のある人に合理的配慮をしないことは差別だと定義。民間事業者や私人も含め社会全般に対し、どのような行為が差別に当たるのか判断の物差しを示す。差別が起きた場合に備え、解決のための公平な第三者機関を設置することも提言した。内閣府が法案を作成し、来年の通常国会に提出することを目指す。

政府は2007年9月、となつている。中でも差別障害者権利条約に署名。禁止法の制定は柱とされ、10年6月に閣議決定した障害者制度改訂の工程表で、13年の通常国会に法案を提出する方針が確認され

合理的配慮って、例えばどんなこと？

視点その1【基準・手順を変更する】

- ・パニック障害がある労働者の勤務時間を変更し、ラッシュ時に満員電車を利用して通勤しなくて良いようにする
- ・視覚障害がある顧客に対して、求めに応じて大きな文字で印刷された利用案内を提供する
- ・コミュニケーション特性に応じた会話や職業指導を行う

視点その2【物理的形状を変更する】

- ・建物の入り口にある段差を解消するため、スロープを設置して車いす利用者が建物に入れるようにする
- ・職場で車いすを利用する労働者が使う机の高さを変更し、車いすを利用したまま机を使って仕事ができるようにする

視点その3【補助器具・サービスを提供する】

- ・視覚障害がある労働者が職務遂行上、使用するパソコンに音声読み上げソフトを導入し、パソコンで仕事ができるようにする
- ・発達障害がある人がパニックになった場合などに備えて、他人の視線や態度を遮る避難所的な空間を用意する

ている。部会の設置はこうした背景によるものだ。部会は障害に基づく差別に関して国、地方公共団体、公務員、民間事業者、私人も含め社会全般に対し、どのようなことが差別に当たるのか、この法律で行為規範を示したいという。

「障害者はさまざまな差別的取り扱いに直面している。しかし、多くの国民が差別は良くない、理解を持って障害者に接したいと考えている。社会のルールとして物差しを共有することが重要」という考えで、

「一方的に相手方を非難し制裁を加えようとする法律ではない」とも強調している。

また実効性を持たせるため、障害者を救済する仕組みを用意。できるだけ裁判までしなくても解決できるように、第三者機関を設置することを提言している。

部会の定義によると、差別とは①不均等待遇②障害を理由に、障害のない人と異なる取り扱いをすること③合理的配慮の不提供④他の人と平等な機会や待遇を確保されるために障害者が必要とする変更・調整をしないこととする。

例えば、公共施設や交通機関が利用を断る、学校が入学を拒否する、企業が退職を勧奨するといったことが禁止される。

日本では「合理的配慮」という言葉や概念が浸透していないが、一般には利用できる形で提供されているのに障害者には利用できないようになっていなければ、障害者は社会から排除されるため、格差を埋める配慮が必要となる。

ただ、具体的にどのような内容が合理的配慮になるのか（表参照）は、障害の特性によって千差万別で、提供する側の環境や経済状況によっても、障害者の求めに応じられるかはケース

バイケースだ。合理的配慮は相手側の負担で実施するため、無制限には求められず、過度な負担となる場合は除く。このため部会は、国の責務としてガイドラインの作成が必要だと提言している。

意見書では、こうした理念や目的、定義だけでなく、教育、雇用、商品・役務・不動産、家族形成、政治参加など特に重要な分野に関して、それぞれどのような事項が禁止されるべきかなども示している。

これを受け内閣府は今後、法案を作る過程で、各分野の施策を所管する省庁と調整する。また、障害者だけでなく、企業や商店、交通事業者などにも広く影響するため、地方で公聴会を開きたいという。



2012/9/24